# 金融商品仲介業に関する勧誘方針

制定: 令和4年12月5日

株式会社オリエントコーポレーション(以下「当社」といいます)は、「金融サービスの提供に関する 法律」の定めに基づき、以下のとおり金融商品仲介業に関する「勧誘方針」(以下「本勧誘方針」とい います)を定め、これを遵守します。

## 1. 情報提供・投資勧誘

本勧誘方針において、「情報提供・投資勧誘」とは、当社がお客さまに対して行うホームページ、メールマガジン、ダイレクトメール、新聞、雑誌、電話等のあらゆる媒体を通じた金融商品の案内等をいいます。

### 2. 情報提供・投資勧誘の基本方針

当社が情報提供・投資勧誘を行う場合は、以下の方針に基づいてこれを行います。

- ①当社は、お客さまの氏名、住所、投資に関する知識、投資の経験の有無、財産の状況、投資目的および金融商品の販売に係る契約を締結する目的等を十分把握し、お客さまのご意向と実情に適合した情報提供・投資勧誘を行うように努めます。
- ②当社は、お客さまのご迷惑となる方法や時間帯に、訪問・電話等による情報提供・投資勧誘は行いません。
- ③当社は、金融商品の案内等において、商品内容、リスク内容および取引に係る費用等について、誤解 のないよう適切な説明および表示に努めるとともに、お客さまがご自身の判断と責任において適切 な投資判断を行えるよう適正な情報提供に努めます。

#### 3. サポート体制

当社は、お客さまに対して適正な情報や円滑なサービスをご提供できるよう情報収集と役職員の自己研鑽に努め、お客さまが満足できるサービスを提供すべく、お客さまのサポートに努めます。また、お客さまからのお問い合わせには、迅速かつ適切な対応に努め、お客さまのご意見およびご要望を真摯に受け止め、情報提供・投資勧誘に活かします。

#### 4. 社内研修

当社は、役職員に対して必要に応じた社内研修を行い、金融サービスの提供に関する法律、金融商品取引法その他の関係法令・諸規則ならびに金融商品に関する知識の習得等の研鑚に努めます。

#### 5. 法令・諸規則の遵守

当社は、情報提供・投資勧誘に当たっては、常にお客さまの信頼の確保を第一義とし、金融サービスの提供に関する法律、金融商品取引法その他関係法令・諸規則等を遵守します。